

令和7年分 年末調整の転換点 基礎控除と特定親族特別控除の実務インパクト

令和7年分の年末調整（所得税の取扱い）については、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応を主な目的として基礎控除の見直しをはじめとする比較的大きな改正が適用されます。基礎控除や給与所得控除に加え、新たに創設される特定親族特別控除など、年末調整業務に初めて影響する項目が含まれています。本稿では、経営者や給与計算・年末調整ご担当者の皆さまが押さえおいてほしい令和7年分年末調整のポイント及び実務上の注意点をわかりやすく解説します。

1. 令和7年分年末調整の全体像

今回の改正については、控除額の変更だけではなく、所得要件や控除制度が変更されています。特に、基礎控除は合計所得金額に応じた段階的な控除額に改められ、給与所得控除は最低保障額の範囲が引き上げられ、新たに特定親族特別控除が創設されました。

2. 主な改正のポイントについて

【1】基礎控除の見直し

これまででは一律48万円であった基礎控除額が令和7年分からは合計所得金額に応じて段階的に変動します。この改正により、年末調整時に従業員の方の年間の所得の見込み金額を正確に把握して基礎控除額を判定することがポイントとなります。

例えば、合計所得金額356万円（給与の収入500万円）の場合には、基礎控除額は68万円、令和9年分以降は今のところ58万円になる予定です。

【基礎控除額】

合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		改正前
	改正後		
	令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下（200万3,999円以下）	95万円		48万円
132万円超～336万円以下（200万3,999円超～475万1,999円以下）	88万円	58万円	
336万円超～489万円以下（475万1,999円超～665万5,556円以下）	68万円		
489万円超～655万円以下（665万5,556円超～850万円以下）	63万円		
655万円超～2,350万円以下（850万円超～2,545万円以下）	58万円		

出典：国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」

【2】給与所得控除の見直し

給与所得控除については、給与収入に応じて段階的に控除額が変わる仕組みのなかで、最低保障額の水準が引き上げられました。給与の収入金額が190万円超の場合の給与所得控除額は従来のとおりです。特に複数の勤務先で働く従業員の方の年末調整を行う場合には注意が必要です。

【給与所得控除（改正された範囲※）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超～180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超～190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。
出典：国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」

【3】特定親族特別控除の新設

令和7年分から新たに特定親族特別控除が設けられました。これは、大学生年代のお子さんなど一定の扶養親族について、従来の扶養控除に加えて特別控除が上乘せされます。アルバイト収入などにより扶養の判定が微妙になるなど就業調整の課題があることを背景に、世帯の実状に即した控除が認められる形となっています。仕組みは配偶者特別控除と似ています。

例えば、特定親族の合計所得金額が100万円（給与の収入金額165万円）の場合には、41万円が特定親族特別控除額となります。

【特定親族特別控除】

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58万円超～ 85万円以下（123万円超～150万円以下）	63万円
85万円超～ 90万円以下（150万円超～155万円以下）	61万円
90万円超～ 95万円以下（155万円超～160万円以下）	51万円
95万円超～100万円以下（160万円超～165万円以下）	41万円
100万円超～105万円以下（165万円超～170万円以下）	31万円
105万円超～110万円以下（170万円超～175万円以下）	21万円
110万円超～115万円以下（175万円超～180万円以下）	11万円
115万円超～120万円以下（180万円超～185万円以下）	6万円
120万円超～123万円以下（185万円超～188万円以下）	3万円

出典：国税庁HP「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」

特にアルバイト収入が一定額を超える大学生年代のお子さんを扶養している場合に、従来よりも柔軟に控除が認められるようになるため、年末調整においては、該当する親族の収入の状況を正確に把握し、控除額を判定することが重要です。

3. 実務上の注意点

- ・基礎控除額が改正されたため、従業員の方から提出を受けた基礎控除申告書を適切に確認し、基礎控除額を判定してください。
- ・複数の勤務先の源泉徴収票を集約しないまま年末調整を実施した場合、基礎控除の金額が過大になってしまう可能性があります。
- ・今回の基礎控除や給与所得控除の改正事項を考慮した「令和7年分給与所得者の扶養控除等異動申告書」を、従業員の方に提出していただくことになります。新たに扶養控除の対象となる親族がいる可能性もございます。改正内容が複雑であるため、事前に従業員への周知説明を行う必要があると思われます。

4. まとめ

令和7年分の年末調整は、改正の影響で例年よりも確認事項が増えています。そのため、改正内容の理解、新しい書式の配布、従業員の方への説明など、これまでよりも少し余裕をもってスケジュールを組まれることを推奨いたします。改正内容等に関して不明点等がある場合には、早めに専門家に相談しておくことをお勧めします。

お問合せ先

AKJ Partners
税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス
税理士：富永・吉良
福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

【お問合せはこちら】



